

専業主婦に年金救済策

保険料未納期間を加入扱いに

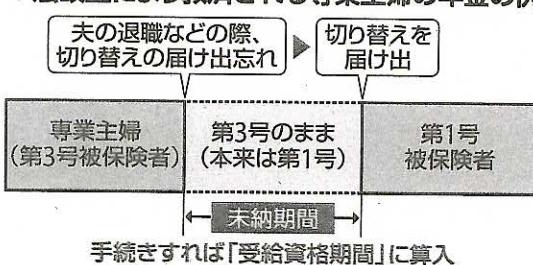
会社員の夫が退職した際に手続きを忘れるなどし、年金保険料の未納期間が生じていた事業主帰の教養策

を納める必要が出てくる（妻が会社員で、夫が扶養されている場合も同じ）。

出を行わず、第3号のまま

法改正を受けたもので、無年金の人が年金をもらえるようになつたり年金額が増えたりする場合がある。会社員の夫に扶養されている妻は年金制度で「第3号被保険者」と呼ばれ、保険料を納める必要はない。ただし、夫が退職したり、脱サラして自営業を始めたりした場合、妻は「第一号被保険者」に立場が変わるために、第1号への切り替え届けを出し、国民年金保険料

法改正により救済される事業主婦の年金の例



この問題を受けて国民年金法が改正され、7月から施行された。切り替え忘れで未納となっていた期間は、「特定期間該当届」を年金事務所に提出するという手続きを取ることで、受給資格期間に算入できるようになつた。

それがこの期間を切らすと、忘れていた人は、未納期間が発生してしまう。この結果、原則25年以上の加入と、いう受給資格を満たせず、無年金となる場合がある。

にしてる人が、厚生労働省の推計で、現役世代だけで42万人以上いるとさわる。後に切り替え忘れに気づいて届け出ても、年金保険料の追納はその2年前までの分しかできないため、それ以上の期間を切替

家庭

問い合わせは、日本年金
機構の国民年金保険料専用
ダイヤル（0570・01
1・0500）。

は、現時点でも納付できる。
社会保険労務士の東海林
正昭さんは「従来は未納と
されていた期間が年金加入
扱いとなることで、無年金受給資格を
者の中から年金受給資格を得る人が出てくるはず。ま
た、追納ができれば、その
分、年金額も増える」とメ

分遡つて追納であるようにな
した。この追納が始まるのは、
2015年4月から。た
だし昨秋「国民年金保険料
の後納制度」で、直近10年
分（現時点では03年7月以
降）の未納分を払うこと
ができるようになつたので、
重複して支払用意をつけて